

福井県立大学学則

平成19年4月1日
公立大学法人福井県立大学規程第59号

目次

第1章 総則（第1条－第10条）
第2章 学年、学期および休業日（第11条－第13条）
第3章 学部
第1節 修業年限等（第14条－第16条）
第2節 入学（第17条－第25条）
第3節 授業科目、履修方法等（第26条－第32条）
第4節 休学、転学、退学等（第33条－第39条）
第5節 卒業、学位等（第40条－第46条）
第4章 大学院
第1節 標準修業年限等（第47条－第49条）
第2節 入学（第50条－第55条）
第3節 授業科目、履修方法等（第56条－第61条）
第4節 休学、転学、退学等（第62条）
第5節 修了、学位等（第63条－第66条）
第5章 賞罰（第67条・第68条）
第6章 研究生、特別研究学生、科目等履修生、聴講生等（第69条－第75条）
第7章 授業料等（第76条）
第8章 雑則（第77条）
附則

第1章 総則

（目的および使命）

第1条 福井県立大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（昭和22年法律第25号）および学校教育法（昭和22年法律第26号）の精神にのっとり、時代の進展に即応して学術文化の高度化を推進し、および自主的な真理探求の精神と広い視野を有し、かつ、豊かな創造力と高度の知識・技術に基づく実践力に富む人材を養成するとともに、学術情報を地域社会へ開放することにより、福井県はもとより我が国の産業と文化の発展に寄与することを目的とし、もって人類の永続的福祉の向上に貢献することを使命とする。

（学部および定員）

第2条 本学に経済学部、生物資源学部、海洋生物資源学部、看護福祉学部および恐竜学部を置く。

2 各学部に置く学科ならびにその入学定員および収容定員は、次の表のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
経済学部	経済学科	100人	400人
	経営学科	100人	400人
生物資源学部	生物資源学科	50人	200人
	創造農学科	30人	120人
海洋生物資源学部	海洋生物資源学科	50人	200人
	先端増養殖科学科	30人	120人
看護福祉学部	看護学科	50人	200人
	社会福祉学科	30人	120人
恐竜学部	恐竜・地質学科	30人	120人

- 3 各学部の人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別表第1のとおりとする。
(情報センター)

第3条 本学の情報分野の教育研究ならびに情報システムの企画および運用を行うための組織として、情報センターを置く。

- 2 情報センターの教育研究上の目的は、別表第2のとおりとする。
(国際センター)

第3条の2 本学の国際化ならびに学生の外国語教育、海外派遣等の国際交流および留学生の受入れ等を総合的に支援するための組織として、国際センターを置く。

- 2 国際センターの教育研究上の目的は、別表第2のとおりとする。
(地域連携センター)

第3条の3 地域連携および産学官連携による教育・研究の推進ならびに学生の県内定着を支援するための組織として、地域連携センターを置く。

- 2 地域連携センターの教育研究上の目的は、別表第2のとおりとする。
(共通教育センター)

第3条の4 各学部に通ずる教養教育の実施および県内他大学と連携した教育等を推進するための組織として、共通教育センターを置く。

- 2 共通教育センターの教育研究上の目的は、別表第2のとおりとする。
(大学院)

第4条 本学に大学院を置く。

(大学院の課程、研究科、専攻および定員)

第5条 本学の大学院（以下「本大学院」という。）に修士課程および博士課程を置く。

- 2 博士課程は、博士前期課程および博士後期課程とする。この場合において、博士前期課程は、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第3条第1項の修士課程として取り扱う。
3 本大学院に経済・経営学研究科、生物資源学研究科、看護福祉学研究科および健康生活科学研究科を置く。
4 各研究科に置く専攻および課程ならびに各課程の入学定員および収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科	専攻	博士前期課程 (修士課程)		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
経済・経営学研究科	地域・国際経済政策専攻	12人	24人		
	経営学専攻	12人	24人		
	経済研究専攻			4人	12人
生物資源学研究科	生物資源学専攻	12人	24人	4人	12人
	海洋生物資源学専攻	12人	24人	4人	12人
看護福祉学研究科	看護学専攻	10人	20人		
	社会福祉学専攻	6人	12人		
健康生活科学研究科	健康生活科学専攻			3人	9人

- 5 各研究科の人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別表第3のとおりとする。
(地域経済研究所)

第6条 本学に地域経済研究所を置く。

(図書館)

第7条 本学に図書館を置く。

(学部附属施設)

第9条 生物資源学部に附属施設として生物資源開発研究センターを置く。

- 2 海洋生物資源学部に附属施設として海洋生物資源臨海研究センターを置く。
3 恐竜学部に附属施設として恐竜学研究所を置く。

(その他の組織および施設)

第10条 この章に定めるもののほか、本学に置く組織および施設については、別に定めるところによる。

第2章 学年、学期および休業日

(学年等)

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

(学期)

第12条 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第13条 休業日(授業を行わない日をいう。)は、次のとおりとする。ただし、特に必要がある場合は、学長は、これを変更し、または臨時に休業日を定めることができる。

(1) 日曜日および土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日

(3) 春季休業 学長が別に定める期間

(4) 夏季休業 学長が別に定める期間

(5) 冬季休業 学長が別に定める期間

第3章 学部

第1節 修業年限等

(修業年限)

第14条 学部の修業年限は、4年とする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第14条の2 学長は、学部の学生(社会人特別選抜による入学許可者に限る。)が、職業を有している等の事情により、前条の修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

(修業年限の通算)

第15条 第71条の科目等履修生(大学の学生以外の者に限る。)として一定の単位を修得した者が本学に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認めるときは、第31条の規定により卒業の要件となる単位として認めることができる当該単位数、その修得に要した期間その他必要と認める事項を勘案して学長が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は2年を超えてはならない。

(在学年限)

第16条 学生は、8年を超えて在学することができない。ただし、第22条から第24条までの規定により入学した学生(以下この章において「編入学者等」という。)または第36条第1項の規定により転学部もしくは転学科した学生(以下この章において「転学部者等」という。)は、それぞれ第25条または第36条第2項の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第2節 入学

(入学の時期)

第17条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、次条第3号から第5号までに該当する者(同条第5号に該当する者については、国際バカロレア資格、アビトゥア資格またはバカロレア資格を有する者で、満18歳に達したものに限る。)および編入学者等については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第18条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校または中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣が指定する専修学校の高等課程を文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者(廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学志願手続)

第19条 入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は、指定の期日までに入学願書に別に定める書類を添えて学長に提出するとともに、入学検定料を納付しなければならない。

(入学者の選考)

第20条 入学志願者に対しては、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続および入学の許可)

第21条 前条の選考に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに別に定める書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

- 2 前項に規定する入学手続を完了した者(入学料の免除または徴収猶予を申請し、受理された者を含む。)については、教授会の意見を聴いて、学長が入学を許可する。

(編入学)

第22条 次の各号のいずれかに該当する者で、生物資源学部創造農学科の第3年次への編入学を志願するものについては、別に定めるところにより選考を行い、教授会の意見を聴いて、学長が入学を許可することができる。

- (1) 大学を卒業したものまたは独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
 - (2) 他の大学に2年以上在学し、62単位以上修得した者
 - (3) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所または国立養護教員養成所を卒業した者
 - (4) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であり、かつ、課程の修了に必要な総授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であるものに限る。)を修了した者(第18条各号のいずれかに該当する者に限る。)
 - (5) 外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者
 - (6) 外国の短期大学を卒業した者、または外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって文部科学大臣が指定するものの当該課程を我が国において修了した者
 - (7) 高等学校の専攻科、中等教育学校の後期課程の専攻科または特別支援学校の高等部の専攻科(修業年限が2年以上であり、かつ、課程の修了に必要な総単位数その他の事項が文部科学大臣が別に定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(第18条各号のいずれかに該当する者に限る。)
- 2 次の各号のいずれかに該当する者で生物資源学部、海洋生物資源学部または恐竜学部の第2年次への編入学を志願するものがあるときは、別に定めるところにより選考を行い、教授会の意見を聴いて、学長が入学を許可することができる。

- (1) 大学を卒業したものまたは独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
 - (2) 他の大学に1年以上在学し、31単位以上修得した者
 - (3) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所または国立養護教員養成所を卒業した者
 - (4) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であり、かつ、課程の修了に必要な総授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であるものに限る。）を修了した者（第18条各号のいずれかに該当する者に限る。）
 - (5) 外国において、学校教育における13年以上の課程を修了した者
 - (6) 外国の短期大学を卒業した者、または外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって文部科学大臣が指定するものの当該課程を我が国において修了した者
 - (7) 高等学校の専攻科、中等教育学校の後期課程の専攻科または特別支援学校の高等部の専攻科（修業年限が2年以上であり、かつ、課程の修了に必要な総単位数その他の事項が文部科学大臣が別に定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第18条各号のいずれかに該当する者に限る。）
- 3 経済学部編入を志願するものがあるときには、欠員がある場合に限り、選考を行い、教授会の意見を聴いて、学長が入学を許可することができる。

（再入学）

第23条 第38条の規定により退学を許可された者で本学への再入学を志願するものがあるときは、欠員の状況等により、選考を行い、教授会の意見を聴いて、学長が入学を許可することができる。

（転入学）

第24条 他の大学または短期大学に在学している者で本学への転入学を志願するものがあるときは、欠員の状況等により、選考を行い、教授会の意見を聴いて、学長が入学を許可することができる。

（編入学等の場合の取扱い）

第25条 前3条の規定により入学を許可された者が既に履修した授業科目および単位数の取扱いならびに在学すべき年数については、教授会の意見を聴いて、学長が決定する。

第3節 授業科目、履修方法等

（授業科目）

第26条 授業科目は、その内容により、一般教育科目、専門教育科目、キャリア教育科目および教職に関する科目に区分する。

- 2 授業科目の種類、配当年次、単位数、履修方法等は、別に定める。

（教育方法の特例）

第26条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う。

- 2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることがある。

（単位の計算方法）

第27条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第26条の2第1項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、15時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位として計算するものとする。

（単位の授与）

第28条 授業科目を履修し、試験その他の方法により修了を認定された学生には、所定の単位を与える。

（成績の評価）

第29条 試験の成績は、優、良、可および不可をもって表し、優、良および可を合格とし、不可を不合格とする。

(他の学科の授業科目の履修)

第29条の2 教育上有益と認めるときは、学生に、第26条の授業科目のうち、他の学科の専門教育科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、教授会の意見を聴いて、学部長が、60単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として認めることができる。

(大学院授業科目の履修)

第29条の3 学生が、本学大学院に進学を志望し、教育上有益と認めるときは、学生が進学を志望する研究科の長の許可を得て、当該研究科の授業科目(大学院の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)を履修することができる。

- 2 前項の本学大学院の授業科目を履修することに関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学または短期大学における授業科目の履修等)

第30条 教育上有益と認めるときは、他の大学または短期大学との協議に基づき、学生に当該他大学または短期大学の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、教授会の意見を聴いて、学部長等(学部長、情報センター長、国際センター長、地域連携センター長および共通教育センター長をいう。以下同じ。)が、60単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として認めることができる。
- 3 前2項の規定は、学生が第37条第1項の許可を受けて留学した場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第30条の2 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学または高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることができる単位は、教授会の意見を聴いて、学部長等が、60単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として認めることができる。

(他の学科および他の大学等で修得した単位の認定)

第30条の3 第29条の2第2項、第30条第2項および第3項ならびに前条第2項の規定により本学において卒業の要件となる単位として認めることができる単位数は、合わせて60単位を超えないものとする。

(科目等履修生として修得した単位の認定)

第31条 本学に入学する以前に第71条の科目等履修生として履修した授業科目について修得した単位は、教授会の意見を聴いて、学部長等が、卒業の要件となる単位として認めることができる。

(入学前の既履修単位の認定)

第32条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として履修した授業科目について修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、教授会の意見を聴いて、学部長等が、卒業の要件となる単位として認めることができる。

- 2 前項の規定により卒業の要件となる単位として認めることができる単位数は、編入学、再入学および転入学の場合を除き、第29条の2第2項、第30条第2項および第3項、第30条の2第2項ならびに前条の規定により本学において卒業の要件となる単位として認めたものと合わせて60単位を超えないものとする。

- 3 第1項の規定は、教職に関する科目等に係る入学前の既修得単位の認定について準用し、これを卒業の要件とされない単位として認めることができる。

第4節 休学、転学、退学等

(休学)

第33条 疾病その他やむを得ない事由により引き続き2月以上修学することができない学生があるときは、本人の願い出により、教授会の意見を聴いて、学長が休学を許可することができる。

- 2 疾病のため修学することが適当でないと認められる学生については、教授会の意見を聴いて、学長が休学を命ずることができる。

(休学期間)

第34条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、休学期間を延長することができる。

- 2 休学期間の延長は、1回につき、1年を限度とする。
3 休学期間は、通算して4年を超えることができない。
4 休学期間は、第16条に規定する在学年限および第40条に規定する在学期間に算入しない。
5 休学期間が満了するときまたは休学期間中に休学の事由が消滅したときは、本人の願い出により、教授会の意見を聴いて、学長が復学を許可することができる。

(転学)

第35条 他の大学または短期大学への入学を志願する学生があるときは、本人の願い出により、教授会の意見を聴いて、学長が転学を許可することができる。

(転学部および転学科)

第36条 他の学部への転学部または同一学部の他の学科への転学科を志願する学生があるときは、別に定めるところにより選考を行い、当該関係学部の教授会の意見を聴いて、学長がこれを許可することができる。

- 2 前項の規定により転学部または転学科を許可された学生の既に履修した授業科目および単位数の取扱いならびに在学すべき年数については、教授会の意見を聴いて、学長が決定する。

(留学)

第37条 外国の大学または短期大学で学修することを志願する学生があるときは、本人の願い出により、教授会の意見を聴いて、学長が留学を許可することができる。

- 2 前項の許可を受けて留学した期間は、第16条に規定する在学年限および第40条に規定する在学期間に算入することができる。

(退学)

第38条 疾病その他やむを得ない事由により退学しようとする学生があるときは、本人の願い出により、教授会の意見を聴いて、学長が退学を許可することができる。

(除籍)

第39条 学長は、次の各号のいずれかに該当する学生を、教授会の意見を聴いて、除籍するものとする。

- (1) 第16条に規定する在学年限に達した者
(2) 休学期間が通算して4年に達しても復学することができない者
(3) 授業料または入学料の支払を怠り、督促しても支払をしない者
(4) 死亡した者または長期間にわたり行方不明の者

第5節 卒業、学位等

(卒業)

第40条 本学に原則として4年(編入学者等または転学部者等にあつては、それぞれ第25条または第36条第2項の規定により定められた在学すべき年数)以上在学し、別に定める授業科目(キャリア教育科目および教職に関する科目を除く。)を履修し、経済学部にあつては134単位以上、生物資源学部生物資源学科にあつては130単位以上、生物資源学部創造農学科にあつては124単位以上、海洋生物資源学部海洋生物資源学科にあつては124単位以上、海洋生物資源学部先端増養殖科学科にあつては130単位以上、看護福祉学部看護学科にあつては130単位以上、看護福祉学部社会福祉学科にあつては124単位以上、恐竜学部にあつては124単位以上を修得した学生については、教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定する。

(オナーズプログラム)

第41条 学生の学習意欲を高め、より深い専門的知識を有する人材を養成するため、オナーズプログラムを設ける。

- 2 学長は、前条の規定により卒業を認定した学生のうち、別に定めるオナーズプログラムを履修し、かつ、成績が優秀と認められる者に対して、オナーズプログラム履修証書を授与する。
- 3 オナーズプログラムに関し必要な事項は、別に定める。

第42条 削除

(卒業の時期)

第43条 卒業の時期は、学年または学期の終わりとする。

(学位記および学位)

第44条 卒業した者には、学位記および学士の学位を授与する。

- 2 前項の学位を授与するに当たっては、次の区分に従い、専攻分野の名称を付記する。

経済学部	経済学科	経済学
	経営学科	経営学
生物資源学部	生物資源学科	生物資源学
	創造農学科	生物資源学
海洋生物資源学部	海洋生物資源学科	海洋生物資源学
	先端増養殖科学科	海洋生物資源学
看護福祉学部	看護学科	看護学
	社会福祉学科	社会福祉学
恐竜学部	恐竜・地質学科	理学

- 3 学位記および学位に関し必要な事項は、別に定める。

(教育職員免許)

第45条 教育職員の免許状を受ける資格（次項において「資格」という。）を取得しようとする学生は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）および教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所定の単位を修得しなければならない。

- 2 本学において資格を取得できる免許状の種類および免許教科は、次の表のとおりとする。

学部	学科	免許状の種類	免許教科
経済学部	経済学科	高等学校教諭一種免許状	公民・商業
	経営学科	高等学校教諭一種免許状	公民・商業
生物資源学部	生物資源学科	高等学校教諭一種免許状	理科
	創造農学科	高等学校教諭一種免許状	農業
海洋生物資源学部	海洋生物資源学科	高等学校教諭一種免許状	理科・水産
	先端増養殖科学科	高等学校教諭一種免許状	理科・水産
看護福祉学部	看護学科	養護教諭一種免許状	
	社会福祉学科	高等学校教諭一種免許状	福祉
恐竜学部	恐竜・地質学科	高等学校教諭一種免許状	理科

(国家試験受験資格)

第46条 看護福祉学部において法令等に定める所定の授業科目を履修した者は、次の表の左欄に掲げる学科の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる資格を取得することができる。

看護学科	看護師および保健師の国家試験受験資格（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号））
社会福祉学科	社会福祉士国家試験受験資格（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号））
	精神保健福祉士国家試験受験資格（精神保健福祉士法（平成9年法律第131号））

(学芸員資格)

第46条の2 学芸員の資格を取得しようとする学生は、博物館法（昭和26年法律第285号）お

よび博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）に定める所定の単位を修得しなければならない。

第4章 大学院

第1節 標準修業年限等

（標準修業年限）

第47条 修士課程または博士前期課程の標準修業年限は、2年とする。

2 博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

（長期にわたる教育課程の履修）

第48条 学長は、修士課程、博士前期課程または博士後期課程の学生が、職業を有している等の事情により、前条の標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

（在学年限）

第49条 修士課程または博士前期課程の学生は、4年を超えて在学することができない。ただし、第54条第1項もしくは第55条において準用する第23条の規定により入学した学生（以下この章において「編入学者等」という。）または第62条において準用する第36条第1項の規定により転専攻した学生（以下この章において「転専攻者」という。）は、それぞれ第54条第2項および第55条において準用する第25条または第62条において準用する第36条第2項の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

2 博士後期課程の学生は、6年を超えて在学することができない。

3 第1項ただし書きの規定は、前項の場合に準用する。

第2節 入学

（入学の時期）

第50条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、次条第1項第2号から第5号までまたは同条第2項第2号もしくは第3号に該当する者および編入学者等については、学期の始めとすることができる。

（入学資格）

第51条 修士課程または博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1）学校教育法第83条の大学（以下この項において「大学」という。）を卒業した者

（2）外国において学校教育における16年の課程を修了した者

（3）外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

（4）文部科学大臣が指定する専修学校の専門課程を文部科学大臣が定める日以後に修了した者

（5）文部科学大臣の指定した者

（6）学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

（7）大学に3年以上在学した者のうち、本学が優れた成績をもって所定の単位を修得したと認めたもの

（8）本学において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

（9）その他本学が、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1）学校教育法第104条第1項の規定により修士の学位又は専門職学位を授与された者

（2）外国において修士の学位に相当する学位を授与された者

（3）外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位に相当する学位を授与された者

（4）文部科学大臣の指定した者

- (5) 本学において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
- (6) その他本学が、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
(入学手続等)

第52条 第19条から第21条までの規定は、本大学院の入学手続等に準用する。
(進学)

第53条 進学(本大学院において博士前期課程を修了し、引き続き博士後期課程に進むことをいう。以下同じ。)の時期は、学年の始めとする。ただし、第50条ただし書の規定により、本大学院の修士課程または博士前期課程に入学する時期を学期の始めとした者については、学期の始めとすることができる。

- 2 進学を志願する者(以下「進学志願者」という。)は、指定の期日までに、進学願書に別に定める書類を添えて学長に提出しなければならない。
- 3 進学志願者に対しては、別に定めるところにより、選考を行う。
- 4 前項の選考に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに別に定める書類を提出しなければならない。
- 5 前項に規定する進学手続を完了した者については、学長が進学を許可する。
(編入学等)

第54条 他の大学院を修了し、もしくは退学した者または他の大学院に在学している者で本大学院への入学を志願するものがあるときは、欠員の状況等により、選考を行い、教授会の意見を聴いて、学長が入学を許可することができる。

- 2 第25条の規定は、本大学院における編入学等に準用する。
(再入学)

第55条 第23条および第25条の規定は、本大学院における再入学に準用する。

第3節 授業科目、履修方法等

(授業科目等)

第56条 授業科目の種類、配当年次、単位数、履修方法等は、別に定める。
(教育方法の特例)

第56条の2 大学院の課程において、教育上特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業または研究指導を行う等の適当な方法により、教育を行う。
(単位の計算方法、単位の授与および成績の評価)

第57条 第27条から第29条までの規定は、大学院の単位の計算方法等に準用する。
(他の大学の大学院における授業科目の履修等)

第58条 教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院との協議に基づき、学生に当該他大学の大学院の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、教授会の意見を聴いて、研究科長が、10単位を超えない範囲で修了の要件となる単位として認めることができる。
- 3 前2項の規定は、第62条において準用する第37条の規定により、学生が外国の大学の大学院等に留学する場合に準用する。
(科目等履修生として修得した単位の認定)

第59条 本大学院に入学する以前に第71条の科目等履修生として履修した授業科目について修得した単位は、教授会の意見を聴いて、研究科長が、修了の要件となる単位として認めることができる。
(入学前の既履修単位の認定)

第60条 教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として履修した授業科目について修得した単位を除く。)を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなし、教授会の意見を聴いて、研究科長が、修了の要件となる単位として認めることができる。

- 2 前項の規定により修了の要件となる単位として認めることができる単位数は、第58条第2項および第3項ならびに前条の規定により本大学院において修了の要件となる単位として認めたものと合わせて10単位を超えないものとする。

(他の大学の大学院等における研究指導)

第61条 学長は、教育研究上有益と認めるときは、他の大学の大学院または研究所等とあらかじめ協議のうえ、学生が他の大学の大学院または研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、研究指導を受ける期間は、修士課程または博士前期課程の学生にあっては、1年を超えないものとする。

第4節 休学、転学、退学等

第62条 第33条から第39条までの規定は、本大学院における休学等に準用する。この場合において、第34条第3項および第39条第2号中「通算して4年」とあるのは、「修士課程および博士前期課程にあっては通算して2年を、博士後期課程にあっては通算して3年」と、第36条第1項中「転学部または同一学部の他の学科への転学科」とあるのは、「同一課程において同一研究科の他の専攻への転専攻」と、第36条第2項中「転学部または転学科」とあるのは、「転専攻」と、第37条第1項中「大学または短期大学」とあるのは、「大学の大学院またはこれに相当する教育機関」と、第37条第2項中「第16条に規定する在学年限および第40条に規定する在学期間」とあるのは、「第49条に規定する在学年限および第63条に規定する在学期間」と、第39条中「第16条」とあるのは「第49条」と読み替えるものとする。

第5節 修了、学位等

(修士課程および博士前期課程の修了要件)

第63条 修士課程または博士前期課程に2年(編入学者等または転専攻者にあっては、それぞれ第54条第2項および第55条において準用する第25条または第62条において準用する第36条第2項の規定により定められた在学すべき年数)以上在学し、当該期間中に30単位以上(経済・経営学研究科において次項の規定によりプロジェクト研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代える場合にあつては、34単位以上)を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査および試験に合格した者には、学長が修了を認定する。ただし、優れた研究業績をあげた学生の修士課程または博士前期課程の修了に係る在学期間については、1年をもって足りるものとする。

- 2 第1項の場合において、修士課程または博士前期課程の目的に照らし適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

- 3 修士論文の審査および試験については、別に定める。

(博士後期課程の修了要件)

第64条 博士後期課程に3年(編入学者等または転専攻者にあっては、それぞれ第54条第2項および第55条において準用する第25条または第62条において準用する第36条第2項の規定により定められた在学すべき年数)以上在学し、当該期間中に4単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査および試験に合格した者は、博士後期課程を修了したものとする。ただし、優れた研究業績をあげた学生の博士後期課程の修了に係る本大学院における在学期間は、3年(博士前期課程に2年以上在学し、これを修了した者についてはその課程における2年の在学期間(前条第1項ただし書の規定によりこれらの課程を2年未満で修了した者については、その在学期間)を含む。)をもって足りるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第51条第2項第2号から第6号までの規定に該当する入学資格により入学した学生のうち優れた研究業績をあげた者の博士後期課程の修了に係る在学期間は、1年をもって足りるものとする。

- 3 博士論文の審査および試験については、別に定める。

(学位)

第65条 修士課程または博士前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

- 2 博士後期課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

- 3 前2項の学位を授与するに当たっては、次の区分に従い、専攻分野の名称を付記する。

経済・経営学研究科	地域・国際経済政策専攻	経済学
	経営学専攻	経営学
	経済研究専攻	経済学
生物資源学研究科	生物資源学	
看護福祉学研究科	看護学専攻	看護学
	社会福祉学専攻	社会福祉学
健康生活科学研究科	健康生活科学専攻	健康生活科学

- 4 学位に関し必要な事項は、別に定める。

(教育職員免許)

第66条 教育職員の免許状を受ける資格（次項において「資格」という。）を取得しようとする学生は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）および教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所定の単位を修得しなければならない。

- 2 本大学院において資格を取得できる免許状の種類および免許教科は、次の表のとおりとする。

研究科	専攻	免許状の種類	免許教科
経済・経営学研究科	地域・国際経済政策専攻	高等学校教諭専修免許状	公 民
	経営学専攻	高等学校教諭専修免許状	商 業
生物資源学研究科	生物資源学専攻	高等学校教諭専修免許状	理 科
	海洋生物資源学専攻	高等学校教諭専修免許状	理 科
看護福祉学研究科	看護学専攻	養護教諭専修免許状	
	社会福祉学専攻	高等学校教諭専修免許状	公 民

第5章 賞罰

(表彰)

第67条 学長は、他の模範となる学生を、表彰することができる。

(懲戒)

第68条 学長は、本学の諸規程に違反し、または学生としての本分に反する行為をした学生を、教授会の意見を聴いて、懲戒することができる。

- 2 懲戒の種類は、訓告、停学および退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行う。
- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱した者、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 研究生、特別研究学生、科目等履修生、聴講生等

(研究生)

第69条 学長は、本学において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、教育および研究に支障のない範囲において、選考を行い、教授会の意見を聴いて、研究生として入学を許可することができる。

(特別研究学生)

第70条 学長は、本大学院において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、教育および研究に支障のない範囲において、選考を行い、教授会の意見を聴いて、特別研究学生として入学を許可することができる。

(研究指導学生)

第70条の2 学長は、他の大学の大学院に在学している者で、本大学院において研究指導を受けることを志願するものがあるときは、当該大学院との協議に基づき、教授会の意見を聴いて、研究指導学生として入学を許可することができる。

(科目等履修生)

第71条 学長は、本学において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、教育に支障のない範囲において、選考を行い、教授会の意見を聴いて、科目等履修生として入学を許可することができる。

(聴講生)

第72条 学長は、本学において特定の授業科目を聴講することを希望する者があるときは、教育に支障のない範囲において、聴講を認めることができる。

(特別聴講学生)

第73条 学長は、他の大学、短期大学または高等専門学校（本学と単位互換協定または学術交流協定を締結しているものに限る。）に在学している者で本学において特定の授業科目を履修することを志願するものがあるときは、教授会の意見を聴いて、当該他大学、短期大学または高等専門学校との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

(外国人留学生)

第74条 学長は、外国人で本学に留学することを志願する者があるときは、選考を行い、教授会の意見を聴いて、外国人留学生として入学を許可することができる。

第74条の2 第39条の規定（同条第1号および第2号を除く。）は、この章に規定する研究生、特別研究学生、科目等履修生、特別聴講学生および外国人留学生に準用する。

2 前項の場合において、第39条第3号中「授業料」とあるのは、研究生および特別研究学生にあつては「研究料」と、科目等履修生にあつては「科目等履修料」と読み替えるものとする。

(研究生等に関する委任)

第75条 研究生、特別研究学生、研究指導学生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生および外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 授業料等

第76条 本学の授業料、入学料、入学検定料、研究料、科目等履修料、聴講料等の額および徴収の方法は、別に定めるところによる。

第8章 雑則

第77条 この学則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成19年度において経済・経営学研究所に置く専攻およびその収容人員は、第5条第4項の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程		博士前期課程		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
経済・経営学研究所	地域・国際経済政策専攻			12人	24人		
	経営学専攻			12人	24人		

	地域経済経営政策専攻				24 人		
	国際経済経営専攻				24 人		
	経済研究専攻					4 人	12 人

3 この学則の施行前に廃止前の福井県立大学学則（平成 4 年福井県立大学規程第 1 号。以下「旧学則」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、別に定めのない限り、この学則およびこの学則の委任を受けて制定された規程の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

4 この学則の施行前に旧学則第 5 7 条の規定により入学を許可された聴講生であってこの学則の施行の日において本学に在学するものについては、第 7 2 条の規定による聴講生とみなして、この学則を適用する。

附 則

（施行期日）

1 この学則は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 4 5 条第 2 項の規定は、平成 2 0 年度以降に入学する者に係る教育職員免許状の種類および免許教科（以下、「教育職員免許状の種類等」という。）について適用し、平成 1 9 年度以前に入学した者に係る教育職員免許状の種類等については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 2 1 年 3 月 2 5 日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この学則は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 生物資源学部海洋生物資源学科は、改正後の学則第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 2 1 年 3 月 3 1 日に当該学科に在学する者がなお引き続き在学する間、存続するものとし、当該学科を卒業した者の学位および取得できる資格等はなお従前の例による。

3 平成 2 1 年度から平成 2 3 年度までの間における生物資源学部および海洋生物資源学部に置く学科およびその収容定員は、第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

学部	学科	平成 2 1 年度の収 容定員	平成 2 2 年度の収 容定員	平成 2 3 年度の収 容定員
生物資源学部	生物資源学科	1 6 5 人	1 7 0 人	1 7 5 人
	海洋生物資源学科	1 2 0 人	8 0 人	4 0 人
海洋生物資源学部	海洋生物資源学科	5 0 人	1 0 0 人	1 5 0 人

4 改正後の第 4 0 条の規定は、平成 2 1 年度以降に入学する者について適用し、平成 2 0 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 2 1 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この学則は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 4 0 条の学則は、平成 2 2 年度以降に入学するものについて適用し、平成 2 1 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 2 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 23 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
(福井県立大学副専攻規程の廃止)
- 2 福井県立大学副専攻規程（平成 19 年公立大学法人福井県立大学規程第 65 号）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 改正後の第 40 条の規定は、平成 23 年度以降に入学するものについて適用し、平成 22 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の第 40 条の規定は、平成 24 年度以降に入学するものについて適用し、平成 23 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する（第 13 条関係）。

附 則

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の第 45 条の規定は、平成 31 年度以降に入学するものについて適用し、平成 30 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 生物資源学部創造農学科の収容定員は、第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

学部	学科	令和 2 年度の収容定員	令和 3 年度の収容定員	令和 4 年度の収容定員
生物資源学部	創造農学科	25 人	50 人	80 人

- 3 改正後の第 45 条の規定は、令和 2 年度以降に入学するものについて適用し、平成 31 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の第 21 条の規定は、令和 2 年度以降に入学するものについて適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第27条の規定は、令和3年度以降に入学するものについて適用し、令和2年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 海洋生物資源学部先端増養殖科学科の収容定員は、第2条第2項の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

学部	学科	令和4年度の収容定員	令和5年度の収容定員	令和6年度の収容定員
海洋生物資源学部	先端増養殖科学科	30人	60人	90人

- 3 改正後の第45条の規定は、令和4年度以降に入学するものについて適用し、令和3年度以前に入学した者については、なお従前の例による

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第40条の規定は、令和4年度以降に入学するものについて適用し、令和3年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第5条の規定は、令和5年度以降に入学するものについて適用し、令和4年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和6年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和7年3月31日における生物資源学部創造農学科（以下「旧創造農学科」という。）は、改正後の学則（以下「新学則」という。）第2条第2項の規定にかかわらず、令和7年3月31日に旧創造農学科に在学する者および令和7年4月1日以降に旧創造農学科に編入学、再入学および転入学する者がなお引き続き在学する間、存続するものとし、旧創造農学科を卒業した者の学位および取得できる資格等はなお従前の例による。

- 3 令和7年度から令和9年度までの間における生物資源学部に置く学科およびその収容定員は、新学則第2条第2項の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

学部	学科	令和7年度の収容定員	令和8年度の収容定員	令和9年度の収容定員
生物資源学部	生物資源学科	185人	190人	195人
	旧創造農学科	85人	60人	30人
	創造農学科	30人	60人	90人

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 恐竜学部恐竜・地質学科の収容定員は、第2条第2項の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

学部	学科	令和7年度の収容定員	令和8年度の収容定員	令和9年度の収容定員
恐竜学部	恐竜・地質学科	30人	60人	90人

- 3 改正後の第40条、第45条および第46条の2の規定は、令和7年度以降に入学するものについて適用し、令和6年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

学 部	教育研究上の目的
経済学部	経済学部は、多様化し変動著しい現代の経済社会やそこにおける企業経営の在り方および法則、地域経済・企業や各国経済の特質等を明らかにし、あるべき経済政策および経営を追求する研究を推し進めるとともに、その成果にもとづき、経済・経営に関する専門的な知識を有し、情報活用能力・論理的判断力・国際的感覚等を持った人材を養成すること、さらに研究成果そのものを地域社会のみならず広く社会へ開放することを目的とする。
生物資源学部	生物資源学部は、生物資源にかかわる諸領域での教育・研究活動を通じて、時代の進展に即応した学術文化の高度化の推進、自主的な真理探究の精神と広い視野および豊かな創造力を有し専門的な知識と技術そして多様性に関する寛容さを備えた実践力ある人材の育成、ならびに地域社会への学術情報開放の推進を目的とする。特に、社会の多様な場で困難を解決し真の発展を図れる人材、持続可能な社会の構築において最新の専門知識と先端技術を用い適切な対処ができる人材を育て、地域社会、日本、世界の産業と文化の発展に寄与し、人類の将来にわたる福祉の向上に貢献する。
海洋生物資源学部	海洋生物資源学部は、海洋生物資源にかかわる諸領域での教育・研究活動を通じて、時代の進展に即応した学術文化の高度化の推進、自主的な真理探究の精神と広い視野および豊かな創造力を有し専門的な知識と技術を備えた実践力ある人材の育成ならびに地域社会への学術情報開放の推進を目的とする。これにより、地域社会、日本および環日本海地域はもとより、世界の産業と文化の発展に寄与し、もって人類の将来にわたる福祉の向上に貢献する。
看護福祉学部	看護福祉学部は、人権尊重と擁護を根幹とするヒューマンケアの理念に基づき、専門的知識・技術の開発にかかわる研究を推進する。さらに、社会情勢の変化に伴う課題への実践的な取り組みを通して、人々の健康的な生活の創造に寄与する。教育においては、個性豊かで創造的な人間性を育むとともに、看護および社会福祉の専門的知識と技術ならびに倫理観に裏付けられた実践力を持って、人々の健康と福祉の向上に貢献できる人材を育成する。さらに社会およびその時々の個人・家族のニーズに応じた高度なサービスを普遍的に提供するために、専門職として自己研鑽を積むことができる人材を養成する。
恐竜学部	恐竜学部は、福井県で蓄積された恐竜研究をさらに発展させ、地質学を含めた地球科学分野の教育・研究活動を通じ、現代社会の地球科学諸問題に対応するため、幅広い教養と地球科学に関する知識・技術を持ち、多様な局面において協働的および自主的に課題を探求・解決できる人材を育成するとともに、学術情報を地域社会へ積極的に開放することを目的とする。

別表第2（第3条、第3条の2、第3条の3、第3条の4、関係）

組 織	教育研究上の目的
情報センター	情報センターは、全学生を対象として、多様な専門分野の基盤となる情報の基礎知識や基本的技能を習得すること、ならびに、社会や地域における課題発見・解決のためにデータサイエンスを活用できる実践的な能力を涵養することを目的とする。
国際センター	国際センターは、全学生を対象として、多様な専門分野の基盤となる英語やその他外国語の基礎知識や活用能力を習得すること。また、学生の海外派遣および外国人留学生の受入れを促進すること。それら言語の様々な局面における使用ならびに海外派遣や留学生受入れなどを通じて多文化理解を促進することを目的とする。
地域連携センター	地域連携センターは、県内外の組織、企業等の連携を促進することにより、学術研究の支援活動および教職等を含めた地域への人材輩出・定着を支援する活動を行うことを目

	的とする。
共通教育センター	共通教育センターは、各学部のAP,CP,DPの実現のために学部では提供できない教養的分野の講義等を提供することを目的とする。またそれぞれの専門分野における学術研究を行うことにより、本学における学術研究の幅を広げるとともに、他大学と連携した共通科目の提供、公開講座等さまざまな手段で福井県全体の学術研究および教育活動の支援活動を行う。

別表第3（第5条関係）

研究科	教育研究上の目的
経済・経営学研究科	経済・経営学研究科は、学部卒業生はもとより広く社会人を受け入れ、普遍的な学術成果への理解に基づきつつ、変化する経済社会やそこにおける企業経営に対応できる専門的能力の育成、すなわち、経済政策への判断力や政策形成能力および研究遂行能力、企業経営・管理に求められる専門職能への理解をもって経営の理論と実践を融合する能力、そして理論と政策とを一体化した学術研究を推進し大学等研究機関において活動する自立した研究遂行能力の育成を目的とする。
生物資源学研究科	生物資源学研究科は、陸圏および水圏の生物資源にかかわる諸領域での教育・研究活動を通じて、生物資源に関する基礎および応用研究、自主的な真理探究の精神と広い視野および豊かな創造力を有し高度な専門的知識と技術を備えた実践力ある人材の育成ならびに地域社会への学術情報開放の推進を目的とする。これにより、地域社会、日本および環日本海地域はもとより、世界の科学・産業・文化の発展に寄与し、もって人類の将来にわたる福祉の向上に貢献する。
看護福祉学研究科	看護福祉学研究科は、看護学専攻と社会福祉学専攻からなり、保健・医療・看護学から社会福祉学までの幅広い領域を扱う。看護学と社会福祉学の両分野が、それぞれに高い専門教育・研究を目指しながら密接に連携し、地域における保健・医療・福祉活動に貢献できる学際的研究を推進する。そして、高い教養、見識と倫理観に裏付けられた専門知識・技術・研究能力を身につけ、高度な実践活動や豊かな創造力を基盤にした研究を指導する。さらに、後進に教育・指導ができる看護・社会福祉分野のリーダーとなる人材を育成する。
健康生活科学研究科	社会の多様化、人口減少、超少子高齢化において、人々は様々な健康上の課題や生活上の課題に直面し、個人・世帯レベルから家族・自治体、国・都道府県レベルまでの対策が求められている。本研究科では看護学（保健・医療）と社会福祉学が融合し、健康から生活までの課題に対して領域横断的に「健康生活科学」研究を行う。本研究科の目的は、「ウェル・ビーイング（健康と幸福）に向けた共生社会」をめざすことにある。 これにより、次の人材を養成する。 ア．健康から生活までの多様な課題を包括的に探究できる自律的・国際的な研究者の養成 イ．基盤となる専門的知識・技術を兼ね備えた大学教員や行政担当者の養成

福井県立大学履修規程

平成19年4月1日
公立大学法人福井県立大学規程第60号

(趣旨)

第1条 この規程は、福井県立大学学則(平成19年公立大学法人福井県立大学規程第59号。以下「学則」という。)第26条第2項の規定に基づき、授業科目およびその履修方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業科目等)

第2条 授業科目の種類、配当年次、単位数等は、別表第1のとおりとする。

2 学則第27条の別に定める時間は、次のとおりとする。

(1) 講義 15時間

(2) 演習、実験、実習または実技 15時間から45時間までの範囲の時間

(教職課程)

第3条 教育職員の免許状を受ける資格を取得しようとする場合の教科及び教科の指導法に関する科目、養護に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目等、大学が独自に設定する科目に該当する授業科目および教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)第66条の6に規定する科目に該当する授業科目は、別表第2のとおりとする。

(履修の届出)

第4条 学生は、履修しようとする授業科目を、毎学期授業始めの日から2週間以内に、学部長に届け出なければならない。

2 届出後の授業科目は、変更し、または取り消すことはできない。ただし、やむを得ない事由がある場合には、学部長の承認を得て、毎学期授業始めの日から3週間以内に限りこれを変更し、または取り消すことができる。

3 各学年で履修登録できる単位数の上限は、各学部で別に定めることができる。

(履修の禁止)

第5条 次に掲げる授業科目は、履修することができない。

(1) 届出をしていない授業科目

(2) 授業時間が重複する授業科目

(3) 既に単位を修得した授業科目

(他の学科の授業科目)

第6条 他の学科の授業科目の履修を特に希望する者は、第4条第1項の規定による届出をすることができる。ただし、他の学部の授業科目を履修しようとするときは、あらかじめ当該他の学部の学部長の承認を得なければならない。

(卒業論文)

第7条 卒業論文は、本学に3年以上在学し、次の各号の一に該当する学生についてのみ、第4条第1項の規定による届出をすることができる。

(1) 卒業の要件となる単位(卒業論文に係る単位を除く。)を修得している者

(2) 履修を届け出た学年終了後に、卒業の要件となる単位(卒業論文に係る単位を除く。)を修得できる見込みのある者

(授業科目修了の認定)

第8条 授業科目修了の認定は、筆記試験、実験、実習、論文、レポート等(以下「試験」という。)により行う。

(単位の授与)

第9条 前条の試験に合格した学生には、所定の単位を与える。ただし、出席時間数が当該授業科目の全時間数の3分の2に満たない学生には、原則として、単位を与えない。

2 福井県立大学学生生活規程(平成19年公立大学法人福井県立大学規程第72号)第13条第3項の規定により公欠とされた場合の授業時間は、前項ただし書の出席時間数とみなす。

3 第1項の規定にかかわらず、授業料を完納していない学生には、単位を与えない。

(大学以外の教育施設等における学修に係る単位の認定等)

第10条 学則第30条の2の規定により大学以外の教育施設等における学修に係る単位の認定を受けようとする学生は、別に定める日までに大学以外の教育施設等学修単位認定願(様式第1号)を学部長等(学部長、情報センター長、国際センター長、地域連携センター長および共通教育センター長をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。

- 2 学則第31条の規定により本学に入学する前に科目等履修生として修得した単位の認定を受けようとする学生は、別に定める日までに科目等履修生修得単位認定願（様式第2号）を学部長等に提出しなければならない。
- 3 学則第32条第1項の規定により本学に入学する前に修得した単位の認定を受けようとする学生は、別に定める日までに既修得単位認定願（様式第3号）を学部長等に提出しなければならない。
- 4 前3項の場合における単位の認定は、教授会の意見を聴いて、学部長等が行う。
- 5 前項の規定により単位の認定を受けた学生には、所定の単位を与える。なお、学部長等は、単位認定の結果を単位認定通知書（様式第4号）により当該学生に通知しなければならない。
- 6 前項の規定により通知を受けた学生は、認定を受けた科目について履修登録を行っていた場合は、速やかに履修登録取消願（様式第5号）により、履修登録の取消を行わなければならない。

（試験に関する不正行為）

第11条 試験において、不正行為のあった者には、当該授業科目および教授会の意見を聴いて学部長等が定める授業科目についてその年度の単位を与えない。

（再履修）

第12条 単位の修得が認められなかった授業科目は、再度届け出て、当該授業科目を履修することができる。

（追試験）

第13条 病気その他やむを得ない事由により試験を受けることができなかった学生は、当該科目の担当教員に了解を得た上で、学部長の承認を得て、追試験を受けることができる。

- 2 前項の追試験は、追試験願（様式第6号）に、病気の場合にあつては医師の診断書、その他の場合にあつては理由書を添付して、当該試験終了後1週間以内に学部長に提出しなければならない。

（再試験）

第14条 試験に不合格となった卒業年次にあたる学生（生物資源学部の学生、海洋生物資源学部の学生、恐竜学部の学生および令和3年度以降入学の看護福祉学部の学生を除く。）のうち、受験資格を満たす者については、学部長の承認を得て、再試験を受けることができる。

- 2 前項の再試験を受験しようとする者は、再試験願（様式第7号）を学部長に提出しなければならない。
- 3 第1項に規定する再試験の受験資格、実施方法等については、学長が別に定める。

（成績の判定基準等）

第15条 優、良、可および不可の判定基準は、次のとおりとする。

判定	達成度	評点
優	科目の到達目標に十分達している	80点以上
良	科目の到達目標に達している	70点以上80点未満
可	科目の到達目標に最低限度達している	60点以上70点未満
不可	科目の到達目標に達していない	60点未満
	履修辞退	評点なし

- 2 教育課程における学習到達度を客観的に評価することにより、大学教育の質を保証するとともに、履修指導、学習支援等に資することを目的としてグレード・ポイント・アベレージ（履修科目の成績の平均値。以下「GPA」という。）を算出する。
- 3 GPAに関し必要な事項は、別に定める。

（委任）

第16条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修方法等に関し必要な事項は、各学部長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 別表第1および別表第2の規定は、平成19年度以後に入学する者について適用し、平成18年度以前に入学した者に係る授業科目については、なお従前の例による。
 - 3 前項の規定によりなお従前の例によるものとされる平成18年度以前に入学した者に係る授業科目等には、教授会の意見を聴いて学部長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1および別表第2の規定は、平成20年度以後に入学する者について適用し、平成19年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によるものとされる平成19年度以前に入学した者に係る授業科目等については、教授会の意見を聴いて学部長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1および別表第2の規定は、平成21年度以後に入学する者について適用し、平成20年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によるものとされる平成20年度以前に入学した者に係る授業科目等については、教授会の意見を聴いて学部長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1および別表第2の規定は、平成22年度以後に入学する者について適用し、平成21年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によるものとされる平成21年度以前に入学した者に係る授業科目等については、教授会の意見を聴いて学部長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1および別表第2の規定は、平成23年度以後に入学する者について適用し、平成22年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によるものとされる平成22年度以前に入学した者に係る授業科目等については、教授会の意見を聴いて学部長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1および別表第2の規定は、平成24年度以後に入学する者について適用し、平成23年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によるものとされる平成23年度以前に入学した者に係る授業科目等については、教授会の意見を聴いて学部長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1および別表第2の規定は、平成25年度以後に入学する者について適用し、平成24年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によるものとされる平成24年度以前に入学した者に係る授業科目等については、教授会の意見を聴いて学部長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1および別表第2の規定は、平成26年度以後に入学する者について適用し、平成25年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によるものとされる平成25年度以前に入学した者に係る授業科目等については、教授会の意見を聴いて学部長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1および別表第2の規定は、平成27年度以後に入学する者について適用し、平成26年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によるものとされる平成26年度以前に入学した者に係る授業科目等については、教授会の意見を聴いて学部長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1および別表第2の規定は、平成28年度以後に入学する者について適用し、平成27年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によるものとされる平成27年度以前に入学した者に係る授業科目等については、教授会の意見を聴いて学部長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の別表第1および別表第2の規定は、平成29年度以後に入学する者について適用し、平成28年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によるものとされる平成28年度以前に入学した者に係る授業科目等については、教授会の意見を聴いて学部長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の別表第1および別表第2の規定は、平成30年度以後に入学する者について適用し、平成29年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によるものとされる平成29年度以前に入学した者に係る授業科目等については、教授会の意見を聴いて学部長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の第3条および別表第2の規定は、平成31年度以後に入学する者について適用し、平成30年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によるものとされる平成30年度以前に入学した者に係る授業科目等については、教授会の意見を聴いて学部長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行の日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の第15条、別表第1および別表第2の規定は、令和2年度以後に入学する者について適用し、令和元年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によるものとされる令和元年度以前に入学した者に係る授業科

目等については、教授会の意見を聴いて学部長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の別表第1および別表第2の規定は、令和3年度以後に入学する者について適用し、令和2年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によるものとされる令和2年度以前に入学した者に係る授業科目等については、教授会の意見を聴いて学部長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の別表第1および別表第2の規定は、令和4年度以後に入学する者について適用し、令和3年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によるものとされる令和3年度以前に入学した者に係る授業科目等については、教授会の意見を聴いて学部長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の別表第1および別表第2の規定は、令和5年度以後に入学する者について適用し、令和4年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によるものとされる令和4年度以前に入学した者に係る授業科目等については、教授会の意見を聴いて学部長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の第15条第1項の規定は、令和6年度前期の成績の判定から適用する。
- 3 改正後の別表第1および別表第2の規定は、令和6年度以後に入学する者について適用し、令和5年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 4 前項の規定によりなお従前の例によるものとされる令和5年度以前に入学した者に係る授業科目等については、教授会の意見を聴いて学部長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の別表第1および別表第2の規定は、令和7年度以後に大学に入学する者から適用し、令和6年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、海洋生物資源学部に入学者に係る改正後の別表第2の教育職員免許法施行規則第66条の6に規定する科目に該当する授業科目は、令和8年度以後に入学する者から適用し、令和7年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 4 第2項の規定によりなお従前の例によるものとされる令和6年度以前に入学した者に係る授業科目等については、教授会の意見を聴いて学部長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加え、または別表に規定する配当年次に変更することができる。

2 生物資源学部授業科目

一般教育科目

区分		授業科目	配当年次	単位数		備 考
				必修	選択	
必修科目	I 英語	英語A	1	2		※「ICTリテラシー」は生物資源学部創造農学科の学生が必修。 ※「データサイエンス基礎」は生物資源学部生物資源学科の学生が必修。
		英語B	1	2		
		英語C	1	2		
		英語D	1	2		
	II 情報	ICTリテラシー ※	1	2		
		データサイエンス基礎 ※	1	2		
		情報科学	1	2		
選択科目	I キャリア	キャリア形成論	1		2	※生物資源学部生物資源学科の学生は、「英語発展 I A～VIA・I B～VIB」を専門科目として履修することになる。
	II 英語	英語発展 I A ※	1		2	
		英語発展 I B ※	1		2	
		英語発展 II A ※	1		2	
		英語発展 II B ※	1		2	
		英語発展 III A ※	1		2	
		英語発展 III B ※	1		2	
		英語発展 IV A ※	1		2	
		英語発展 IV B ※	1		2	
		英語発展 V A ※	1		2	
		英語発展 V B ※	1		2	
		英語発展 VI A ※	1		2	
		英語発展 VI B ※	1		2	
		海外英語研修A	1		2	
		海外英語研修B	1		2	
	III 情報	データサイエンス応用	1		2	
		プログラミング基礎	1		2	
		プログラミング応用	1		2	
		メディア情報リテラシー	1		2	
		情報処理演習 (AI)	1		2	
		情報処理演習 (CG)	1		2	
		情報処理演習 (Web開発)	1		2	
		情報活用プロジェクト演習	1		2	
		情報技術者 (国家試験 I)	1		2	
		情報技術者 (国家試験 II)	1		2	
		情報技術者 (民間資格)	1		2	
	IV 人文科学	哲学	1		2	
		倫理学	1		2	
		西洋思想	1		2	
		東洋思想	1		2	
		東洋史	1		2	
		東洋の世界	1		2	
		宗教学	1		2	
		西洋史	1		2	
		歴史学	1		2	
		言語学	1		2	
		心理学	1		2	
		臨床心理学概論	1		2	
		社会学	1		2	
		ジェンダー論	1		2	
		現代家族論	1		2	
		地理学	1		2	
		地誌学	1		2	
		言語文化 (中国) A	1		2	
		言語文化 (中国) B	1		2	
		言語文化 (韓国朝鮮) A	1		2	
		言語文化 (韓国朝鮮) B	1		2	
		東アジアの文化と社会	1		2	

区分		授業科目	配当年次	単位数		備 考
				必修	選択	
選択科目	V 社会科学	政治学	1		2	※生物資源学部生物資源学科の学生は、「統計学基礎」と「数学基礎」を専門科目として履修することになる。
		経済学	1		2	
		経営学	1		2	
		法学	1		2	
		日本国憲法	1		2	
		国際社会と法	1		2	
		現代人権論	1		2	
	VI 健康科学	体育実技Ⅰ	1		1	
		体育実技Ⅱ	1		1	
		体育実技Ⅲ	1		1	
		スポーツ科学	1		2	
		運動処方論	1		2	
	VII 自然科学	解析学	1		2	
		代数学	1		2	
		統計学基礎 ※	1		2	
		数学基礎 ※	1		2	
		物理学Ⅰ	1		2	
		物理学Ⅱ	1		2	
		脊椎動物の進化	1		2	
		地球史入門	1		2	
		地球環境学概論	1		2	
		バイオサイエンス基礎	1		2	
	VIII 地域 ※	福井を学ぶ	1		2	※地域創生士資格要件科目 (この中から2つ以上の履修が必要)
		海と暮らし	1		2	
		恐竜学	1		2	
		暮らしを支える生物資源	1		2	
		水産増養殖学概論	1		2	
	IX 第2外国語	日本語A ※	1		2	※中国語A、中国語B、韓国朝鮮語A、韓国朝鮮語Bは、それぞれ週2回の授業からなり、2回の授業を連結させて4単位を与える。 ※日本語A、日本語B、中国語C、中国語Dは、それぞれ週1回の授業からなり、2単位を与える。
		日本語B ※	1		2	
		中国語A ※	1		4	
		中国語B ※	1		4	
		中国語C ※	1		2	
		中国語D ※	1		2	
		韓国朝鮮語A ※	1		4	
		韓国朝鮮語B ※	1		4	
	X 導入教育	導入ゼミナール	1		2	
		教養ゼミナール	1		2	

注1 一般教育科目については、卒業要件となる単位として28単位以上修得しなければならない。

創造農学科専門教育科目

区分		授業科目	配当年次	単位数		備考
				必修	選択	
必修科目		食農環境・文化概論	1	4		38単位
		総合農学	1	8		
		実践農業英語	1	4		
		食農環境実習Ⅰ	1	2		
		食農環境演習Ⅰ	1	4		
		食農環境実習Ⅱ	2	2		
		食農環境演習Ⅱ	2	4		
		専攻演習	4	2		
		卒業論文	4	8		
選択科目	A群	農業インターンシップⅠ	1・2・3		1	8単位以上
		農業インターンシップⅡ	1・2・3		1	
		食品加工実習	3		1	
		蔬菜園芸学実験	3		1	
		花卉園芸学実験	3		1	
		果樹園芸学実験	3		1	
		育種学実験Ⅰ	3		1	
		育種学実験Ⅱ	3		1	
		植物保護学実験	3		1	
		微生物利用学実験	3		1	
		地域農政学実験	3		1	
	B群	生物学基礎	1・2・3		2	8単位以上
		化学基礎	1・2・3		2	
		生物学Ⅰ	1・2・3		2	
		生物学Ⅱ	1・2・3		2	
		蔬菜園芸学	1・2・3		2	
		花卉園芸学	1・2・3		2	
		果樹園芸学	1・2・3		2	
		作物学	1・2・3		2	
		施設園芸学	1・2・3		2	
		育種学Ⅰ	1・2・3		2	
		育種学Ⅱ	1・2・3		2	
		植生管理学	1・2・3		2	
		微生物利用学	1・2・3		2	
	C群	先端農業技術活用論	1・2・3		2	8単位以上
		総合的生物多様性管理論	1・2・3		2	
		地域農政論	1・2・3		2	
		地域森林利用論	1・2・3		2	
		農業戦略論	1・2・3		2	
		農業市場論	1・2・3		2	
		農業経営論	1・2・3		2	
	D群	土壌学	1・2・3		2	
		応用気象学	1・2・3		2	
		農薬化学	1・2・3		2	
		植物病理学	1・2・3		2	
		動物資源学	1・2・3		2	
		農産物利用学	1・2・3		2	
		食品化学	1・2・3		2	
		食品衛生学	1・2・3		2	
		植物栄養学	1・2・3		2	
		生態学Ⅰ	1・2・3		2	
		生態学Ⅱ	1・2・3		2	
		森林生理・生態学	1・2・3		2	
		植物生理学Ⅰ	1・2・3		2	
		植物生理学Ⅱ	1・2・3		2	
		遺伝学Ⅰ	1・2・3		2	
		遺伝学Ⅱ	1・2・3		2	
		分子生物学Ⅰ	1・2・3		2	
		分子生物学Ⅱ	1・2・3		2	
		分子生物学Ⅲ	1・2・3		2	
		応用微生物学Ⅰ	1・2・3		2	
		応用微生物学Ⅱ	1・2・3		2	
		生物有機化学	1・2・3		2	
		地圏環境学	1・2・3		2	
		地学概論	1・2・3		2	

注1 備考欄の単位数は、卒業要件となる専門教育科目の修得単位数である。

注2 専門教育科目については、卒業要件となる単位として84単位を修得しなければならない。

5 恐竜学部授業科目

一般教育科目

区分		授業科目	配当年次	単位数		備 考
				必修	選択	
必修科目	I 英語	英語A	1	2		
		英語B	1	2		
		英語C	1	2		
		英語D	1	2		
	II 情報	ICTリテラシー	1		2	
		データサイエンス基礎	1	2		
		情報科学	1	2		
選択必修科目	I キャリア	キャリア形成論	1		2	
	II 英語	英語発展 I A	1		2	
		英語発展 I B	1		2	
		英語発展 II A	1		2	
		英語発展 II B	1		2	
		英語発展 III A	1		2	
		英語発展 III B	1		2	
		英語発展 IV A	1		2	
		英語発展 IV B	1		2	
		英語発展 V A	1		2	
		英語発展 V B	1		2	
		英語発展 VI A	1		2	
		英語発展 VI B	1		2	
		海外英語研修A	1		2	
		海外英語研修B	1		2	
	III 情報	データサイエンス応用	1		2	
		プログラミング基礎	1		2	
		プログラミング応用	1		2	
		メディア情報リテラシー	1		2	
		情報処理演習 (AI)	1		2	
		情報処理演習 (CG)	1		2	
		情報処理演習 (Web開発)	1		2	
		情報活用プロジェクト演習	1		2	
		情報技術者 (国家試験 I)	1		2	
		情報技術者 (国家試験 II)	1		2	
		情報技術者 (民間資格)	1		2	
	IV 人文科学	哲学	1		2	
		倫理学	1		2	
		西洋思想	1		2	
		東洋思想	1		2	
		東洋史	1		2	
		東洋の世界	1		2	
		宗教学	1		2	
		西洋史	1		2	
		歴史学	1		2	
		言語学	1		2	
		心理学	1		2	
		臨床心理学概論	1		2	
		社会学	1		2	
		ジェンダー論	1		2	
		現代家族論	1		2	
		地理学	1		2	
		地誌学	1		2	
		言語文化 (中国) A	1		2	
		言語文化 (中国) B	1		2	
		言語文化 (韓国朝鮮) A	1		2	
		言語文化 (韓国朝鮮) B	1		2	
		東アジアの文化と社会	1		2	
	V 社会科学	政治学	1		2	
		経済学	1		2	
		経営学	1		2	
		法学	1		2	
		日本国憲法	1		2	
		国際社会と法	1		2	
		現代人権論	1		2	

IV群・V群から10単位以上

選択必修 科目	Ⅵ 健康科学	体育実技Ⅰ	1		1	
		体育実技Ⅱ	1		1	
		体育実技Ⅲ	1		1	
		スポーツ科学	1		2	
		運動処方論	1		2	
	Ⅶ 自然科学	解析学	1		2	6単位以上
		代数学	1		2	
		統計学基礎	1		2	
		数学基礎	1		2	
		物理学Ⅰ	1		2	
		物理学Ⅱ	1		2	
		脊椎動物の進化	1		2	
		地球史入門	1		2	
		地球環境学概論	1		2	
		バイオサイエンス基礎	1		2	
	Ⅷ 地域	福井を学ぶ	1		2	
		海と暮らし	1		2	
		恐竜学	1		2	
		暮らしを支える生物資源	1		2	
		水産増養殖学概論	1		2	
	Ⅸ 第2外国語	中国語A	1		4	
		中国語B	1		4	
		中国語C	1		2	
		中国語D	1		2	
		韓国朝鮮語A	1		4	
		韓国朝鮮語B	1		4	
	Ⅹ 導入教育	導入ゼミナール	1		2	
		教養ゼミナール	1		2	

注1 備考欄の単位数は、卒業要件となる選択科目の修得単位数である。

注2 必修科目については、12単位を修得しなければならない。

注3 一般教育科目については、卒業要件となる単位として28単位以上修得しなければならない。

恐竜・地質学科専門教育科目

区分	授業科目	配当年次	単位数		備考
			必修	選択	
専門基礎科目	地球科学フィールド実習Ⅰ	1	2		63単位
	生物学序論	1	2		
	地学概論	1	2		
	古生物学概論	1	2		
	地層学	1	2		
	海洋生物学	1	2		
	植物生態学	2	2		
	地球年代学	2	2		
	科学英語	2	2		
	進化生物学	2	2		
	地球化学序論	2	2		
	古生物学Ⅰ（脊椎動物）	2	2		
	日本列島形成史	2	2		
	地質調査法実習Ⅰ	2	2		
	地質図学演習	2	2		
	地球科学フィールド実習Ⅱ	2	2		
	古生物学実習Ⅰ	2	2		
	地球科学基礎実験	2	1		
	古生物学実験	2	2		
	デジタル古生物学概論	2	2		
	デジタル古生物学研究法実習	2	2		
	地球環境変動学	2	2		
	地球化学	2	2		
	海洋底地球科学	2	2		
	地球科学フィールド研究	3	4		
	卒業演習Ⅰ	4	2		
	卒業演習Ⅱ	4	2		
	卒業研究	4	8		
専門応用科目	必修 コース 恐竜・古生物	古生物地理学	3	2	12単位
		古生物データサイエンス学	3	2	
		古生物多様性学	3	2	
		古生物学実習Ⅱ	3	2	
		古生物学Ⅱ（微古生物）	3	2	
		古生物学課題演習	3	2	
	必修 コース 地質・古環境	地質調査法実習Ⅱ	3	2	12単位
		地球化学実験	3	2	
		海洋地球科学実習	3	2	
		災害・防災学Ⅰ	3	2	
		災害・防災学Ⅱ	4	2	
		地質学課題演習	3	2	
	選択 両 必修 コース 科目	岩石・鉱物学	2	2	12単位以上
		恐竜発掘実習	3	2	
		地球物理学	2	2	
		恐竜学特論	2	2	
		ジオパーク学	2	2	
		コンピュータグラフィック概論	3	2	
		古植物学	3	2	
		古生物学Ⅲ（無脊椎動物）	3	2	
		応用地質学	3	2	
	学芸員 課程 科目	GIS・リモートセンシング学	3	2	
		博物館概論	2	2	
		博物館経営論	2	2	
		博物館教育論	2	2	
		博物館展示論	2	2	
		博物館情報・メディア論	2	2	
		博物館資料論	3	2	
		博物館資料保存論	3	2	
		生涯学習概論	3	2	
		博物館実習	4	3	

注1 備考欄の単位数は、卒業要件となる専門教育科目の修得単位数である。

注2 卒業要件単位として、一般教育科目と専門教育科目合わせて124単位上修得しなければならない。

注3 一般教育科目、専門教育科目を問わず、9単位以上修得しなければならない。

注4 学芸員資格を取得するためには、学芸員課程科目を19単位取得しなければならない。

別表第2 (第3条関係)

教科及び教科の指導法に関する科目に該当する授業科目

2 生物資源学部

(1) 生物資源学科

①高等学校教諭一種免許状(理科)

施行規則に定める科目 区分等		授業科目名	配当年次	単位数		備 考
				必修	選択	
教科に関する専門的事項	物理学	物理学Ⅰ	1	2		一般教育科目 一般教育科目
		物理学Ⅱ	1	2		
		生物物理化学Ⅰ	3		2	
		生物物理化学Ⅱ	3		2	
	化学	化学Ⅰ	1	2		
		化学Ⅱ	1	2		
		分析化学	2	2		
		有機化学	2	2		
		生化学Ⅰ	2	2		
		生化学Ⅱ	2		2	
		生体高分子化学	3		2	
		生物物質化学	3		2	
		栄養化学	3		2	
	生物学	生物学Ⅰ	1	2		
		生物学Ⅱ	1	2		
		微生物学	2	2		
		生態学Ⅰ	2		2	
		分子生物学Ⅰ	2		2	
		分子生物学Ⅱ	2		2	
		分子生物学Ⅲ	3		2	
		応用微生物学Ⅰ	2		2	
		応用微生物学Ⅱ	3		2	
		植物栄養学	3		2	
	地学	地学概論	1	2		
		土壌学	2		2	
		地圏環境学	2		2	
		応用気象学	2	2		
	「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」	生物学実験	1	2		
		化学実験	1	2		
		生物化学実験	2	2		
		植物分子生物学実験	3	2		
		生物活性分子化学実験	3	2		
		生物物理化学実験	3	2		
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		理科教育法Ⅰ	1・2・3	2		
		理科教育法Ⅱ	1・2・3・4	2		

注1 上記の科目から必修単位を含め24単位以上修得しなければならない。

なお、24単位(最低修得単位数)を超えて修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」の単位とすることができる。

(2) 創造農学科

①高等学校教諭一種免許状(農業)

施行規則に定める科目 区分等		授業科目名	配当年次	単位数		備 考
				必修	選択	
教科に関する専門的事項	農業の関係科目	食農環境・文化概論	1	4		
		総合農学	1	8		
		食農環境実習Ⅰ	1	2		
		食農環境実習Ⅱ	1	4		
		食農環境実習Ⅲ	2	2		
		食農環境実習Ⅳ	2	4		
		農業インターンシップⅠ	1・2・3		1	
		農業インターンシップⅡ	1・2・3		1	
		育種学実験Ⅰ	3		1	
		蔬菜園芸学	1・2・3		2	
		花卉園芸学	1・2・3		2	
		果樹園芸学	1・2・3		2	
		微生物利用学	1・2・3		2	
		育種学Ⅰ	1・2・3		2	
		育種学Ⅱ	1・2・3		2	
	職業指導	職業指導論	1	2		
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)		農業科教育法Ⅰ	1・2・3	2		
		農業科教育法Ⅱ	1・2・3・4	2		

注1 上記の科目から必修単位を含め24単位以上修得しなければならない。

なお、24単位(最低修得単位数)を超えて修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」の単位とすることができる。

別表第2（第3条関係）

教育の基礎的理解に関する科目等に該当する授業科目

1 高等学校教諭一種免許状

施行規則に定める科目区分等	授業科目名	配当年次	単位数		備 考
			必修	選択	
教育の基礎的理解に関する科目	教育原理・教育課程論	1・2・3	2		
	教育史	1・2・3・4		2	
	教師論	1・2・3	2		
	教育制度論	1・2・3・4	2		
	教育社会学	1・2・3・4		2	
	教育心理学	1・2・3	2		
	発達心理学	1・2・3・4		2	
	特別支援教育	1・2・3・4	2		
談話等に関する科目	特別活動及び総合的な探究の時間の指導法	1・2・3・4	2		
	教育方法論（情報通信技術の活用含む）	1・2・3・4	2		
	生徒・進路指導論	1・2・3・4	2		
	教育相談	1・2・3・4	2		
に教科関与する実践	教育実習	4	3		
	教職実践演習（高）	4	2		

注1 上記の科目から必修単位を含め23単位以上修得しなければならない。なお、23単位（最低修得単位数）を超えて修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」の単位とすることができる。

2 養護教諭一種免許状

施行規則に定める科目区分等	授業科目名	配当年次	単位数		備 考
			必修	選択	
教育の基礎的理解に関する科目	教育原理・教育課程論	1・2・3	2		
	教育史	1・2・3・4		2	
	教師論	1・2・3	2		
	教育制度論	1・2・3・4	2		
	教育社会学	1・2・3・4		2	
	教育心理学	1・2・3	2		
	発達心理学	1・2・3・4		2	
	特別支援教育	1・2・3・4	2		
導、間、等、教育相談等に関する科目	道德教育の理論と実践	1・2・3	2		
	特別活動及び総合的な探究の時間の指導法	1・2・3・4	2		
	教育方法論（情報通信技術の活用含む）	1・2・3・4	2		
	生徒・進路指導論	1・2・3・4	2		
	教育相談	1・2・3・4	2		
に教科関与する実践	養護実習	4	5		
	教職実践演習（養護教諭）	4	2		

注1 上記の科目から必修単位を含め27単位以上修得しなければならない。なお、27単位（最低修得単位数）を超えて修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」の単位とすることができる。

別表第2（第3条関係）

大学が独自に設定する科目に該当する授業科目

1 高等学校教諭一種免許状

授業科目名	配当年次	単位数		備 考
		必修	選択	
道徳教育の理論と実践	1・2・3・4		2	
学校インターンシップ（学校体験活動）A	1・2・3・4		1	
学校インターンシップ（学校体験活動）B	1・2・3・4		1	

注1 上記科目または最低修得単位数を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」もしくは「教育の基礎的理解に関する科目等」を「大学が独自に設定する科目」とし、12単位以上修得しなければならない。

2 養護教諭一種免許状

授業科目名	配当年次	単位数		備 考
		必修	選択	
学校インターンシップ（学校体験活動）A	1・2・3・4		1	
学校インターンシップ（学校体験活動）B	1・2・3・4		1	

注1 上記科目または最低修得単位数を超えて修得した「養護に関する科目」もしくは「教育の基礎的理解に関する科目等」を「大学が独自に設定する科目」とし、7単位以上を修得しなければならない。

教育職員免許法施行規則第66条の6に規程する科目に該当する授業科目

高等学校教諭一種免許状、養護教諭一種免許状

免許法施行規則に定める科目区分		授業科目名	配当年次	単位数		備考
				必修	選択	
日本国憲法		日本国憲法	1	2		これら3科目より2科目選択必修
体育		体育実技Ⅰ	1		1	
		体育実技Ⅱ	1		1	
		体育実技Ⅲ	1		1	
外国語コミュニケーション		英語A	1	2		
		英語D	1	2		
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	数理・データ活用及び人工知能に関する科目	データサイエンス基礎	1		2	プログラム認定科目
		情報科学	1	2		プログラム認定科目
	情報機器の操作	ICTリテラシー	1		2	プログラムのセット科目すべての履修を推奨する。ただし、履修状況に応じてデータサイエンス基礎にかえてICTリテラシーの履修も可とする。

注1 備考欄の単位数は、当該区分において免許状取得のために必要な修得単位数である。

別表第2（第3条関係）

教科及び教科の指導法に関する科目に該当する授業科目

5 恐竜学部

(1) 恐竜・地質学科

①高等学校教諭一種免許状(理科)

施行規則に定める科目区分等		授業科目名	配当年次	単位数		備 考
				必修	選択	
教科に関する専門的事項	物理学	物理学Ⅰ	1	2		一般教育科目
		物理学Ⅱ	1	2		一般教育科目
	化学	化学Ⅰ	1	2		
	生物学	生物学Ⅰ	1	2		
		生物学序論	1	2		
	地学	地学概論	1	2		
		地球史入門	1	2		一般教育科目
		古生物学概論	1	2		
		地球環境学概論	1	2		一般教育科目
		日本列島形成史	2	2		
		地球年代学	2	2		
		地層学	1	2		
		地球環境変動学	2	2		
		古生物地理学	3		2	
		災害・防災学Ⅰ	3		2	
		古生物多様性学	3		2	
	「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」	地球科学基礎実験	2	1		
		古生物学実験	2	2		
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		理科教育法Ⅰ	1・2・3	2		
		理科教育法Ⅱ	1・2・3・4	2		

注1 上記の科目から必修単位を含め24単位以上修得しなければならない。

なお、24単位（最低修得単位数）を超えて修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」の単位とすることができる。